



「令和7年度(2025) 石垣島特産品」

-石垣市特産品認証制度-

募 集 案 内

【募集期間】

2025年(令和7年) 10月1日(水)～10月31日(金)

(土・日・祝日を除く、9:00～17:00まで)

石垣市商工会

1 「石垣市特産品認証制度」とは

石垣市における特産品認証基準を明確にすることにより、本市の特産品及び観光資源の認識、奨励を推進し、石垣島の特産品で特に優れたものを石垣市及び石垣市商工会が「石垣島特産品」として認証し広くPRすることで市内製造業の生産技術と生産意欲の向上、販路の拡大を図り、もって本市産業の振興発展を目的とする制度です。

2 認証対象

【石垣島特産品の定義】

石垣島特産品とは本市に所在する事業所が生産・製造・加工した製品であること

食 品

《認定特産品》

- ・域内で製造を行い、主たる原料が域内産であること
- ・製品に対するコンプライアンスに準拠していること
- ・域内での販売実績が申請時において3年経過していること

(販売実績が1年以上3年未満の場合は、域内で最近3年以上の事業を行っていること)

※「事業」の定義：対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供を反復、継続、かつ、独立して行うことを事業としています

《特産品》

- ・域内で製造を行っていること
- ・製品に対するコンプライアンスに準拠していること
- ・域内での販売実績が申請時において3年経過していること

(販売実績が1年以上3年未満の場合は、域内で最近3年以上の事業を行っていること)

※「事業」の定義：対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供を反復、継続、かつ、独立して行うことを事業としています

3 申請資格

申請者は、次の全てを満たす必要があります。

- ①石垣市に所在する企業であること
- ②法令の定めるところによる許認可を必要とする場合は、当該許認可を受けたもので、かつ公序良俗に反しないもの
- ③他人の知的財産権(意匠権、商標権、著作権、特許権等)を侵害していないこと
- ④申請しようとする特産品が1回の申請につき3品(シリーズものは1品としてカウントする)を超えていないこと

4 申請方法

申請書の入手

「石垣市商工会」ホームページ(右の二次元コード) からダウンロードできます。
(URL : <https://i-syokokai.or.jp/tokusan2025/>)

申請期間

令和7年 10月1日(水) ~ 令和7年 10月31日(金) ※必着
(ご持参の場合は、土・日・祝を除く、9:00 ~ 17:00まで)



提出方法

提出書類は、以下の区分・提出形態に基づき、原本提出のものは郵送又は持参によりご提出いただき、データの場合は電子メールで送付いただくか、USB等に格納してご持参ください。 ※データでの提出が困難な場合は事前にご相談ください。

<提出書類>

チェック欄	提出書類	提出形態	
		原本 (郵送か持参)	データ (メールか持参)
☐	石垣市特産品認証(新規)申請書(様式1号)		○
☐	特産品等の認証要綱の遵守に関する誓約・個人情報に関する同意書及び反社会勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書(様式3号)	○	
☐	特産品の写真データ		○
☐	商品特長等が示されたパンフレットなど	○ (どちらの形態でも可)	
☐	食品表示ラベルデータ	○ (どちらの形態でも可)	
☐	HACCP制度を基準にした(HACCP制度の考え方を取り入れた)食品衛生管理に基づく製造工程表(衛生管理計画書)(様式不問)	○ (どちらの形態でも可)	
☐	【個人事業者のみ】 住民票の写し(原本)(発行から3か月以内のもの)	○	
☐	【法人事業者のみ】 登記事項証明書、登記簿謄本(原本) (発行から3か月以内で主たる事務所の所在地の記載があるもの)	○	

<留意事項>

- ◎ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
- ◎ 申請書類は、できるだけ簡潔・明瞭にご記入ください。
- ◎ 特産品価格や販売額等は、税抜価格でご記入ください。
- ◎ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

5 認証基準

次の基本要件を満たしたものを、評価基準に基づき審査を行います。

基本要件

安心安全な品質を備えており、さらに石垣島特産品の知名度の向上が期待できる。

評価基準

- ① 技術性：高い技術、伝統的な技術又は先進的な技術を用いている。
- ② 独自性：容易に模倣できない製法・技法又は他にはない商品特長がある。
- ③ 訴求性：消費者の心を惹きつける強い魅力を有している。
- ④ 高品質性：味や使い勝手に優れている。
- ⑤ 意匠性：形状や色彩に優れている。

6 審査

<審査の流れ>

1次審査：基本要件 及び 提出書類不備の審査・確認（事務局）



2次審査：石垣市商工会特産品認証委員会

書類確認：申請資格、生産・製造状況、製造工程、原材料、域内販売実績等の確認

2次審査で 上記項目が確認できた産品 を **3次審査**へ



3次審査(最終審査)：石垣市特産品認証審査会

現物（試食を含む）と提出された資料を元に総合的な最終審査



特産品の認証（登録期間は5年）

事務局において認証対象品であることや申請資格を有すること、基本要件を備えていることを石垣市商工会事務局で確認後、石垣市商工会特産品認証委員会にて2次審査、有識者等で構成する石垣市特産品認証審査会による3次審査を前記のとおり行います。

7 スケジュール(予定)

項 目	実 施 時 期
公募開始	令和7年 10月1日(水)
公募締切	令和7年 10月31日(金)
書類審査(1次審査)	令和7年 11月上旬～中旬頃
2次審査	令和7年 11月下旬～12月上旬頃
2次審査結果送付	令和7年 12月上旬頃
3次審査(現物審査)	令和8年 1月中旬頃～下旬頃
3次審査結果送付	令和8年 1月下旬頃
認証式	令和8年 2月上旬

※ 審査日程等については、別途、申請者にお知らせいたします。

※ スケジュールが一部変更する可能性がありますので、予めご了承ください。

8 審査結果

- 「認証」 の場合 → 認証書を交付します。(認証式の際)
- 「不認証」 の場合 → 審査結果を文書でお知らせします。

9 個人・法人情報の保護について

ご提出いただいた個人情報等は、適正に管理し、当該認証審査以外に使用することはありません。

10 認証制度のメリットについて

- 石垣市及び石垣市商工会が、広報紙やホームページへの掲載等により、広くPRします
- 認証特産品について、「石垣島認定特産品」であることを称することができます。また、特産品パッケージへのプリントやシール貼布など、「石垣島認定特産品」ロゴマークの積極的なご使用をお願いします。
- 石垣島内外・首都圏等における見本市や商談会への出展、百貨店やホテルでの展示・販売会への出展、海外におけるイベントでのPRなど優先的に案内します。

これまでの支援内容

〈令和5年度〉	〈令和6年度〉	
・石垣島特産品公式サイト掲載 ・八重山の産業まつり 特設展示ブース ・グルメ&ダイニングショー春 2024	・台湾美食展(日本美食館) ・第27回ありんくりん市 ・八重山の産業まつり 特設展示ブース ・スーパーマーケット・トレードショー	

11 申請書提出先・お問い合わせ先

石垣市商工会 〒907-0013 沖縄県石垣市浜崎町1-1-4

T E L : 0980-82-2672(土日祝を除く 8時30分～17時15分)

F A X : 0980-83-4369

E-mail : info@i-syokokai.or.jp